　研究協力者　各位

公立大学法人前橋工科大学

理事長　佐　藤　恭　一

（公 印 省 略）

個人番号の提供について（依頼）

　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第９条第３項に規定する個人番号関係事務を処理するため、あなたの個人番号（番号法に定める個人番号をいう。）が必要ですので、下記のとおり提供してください。

（学務課地域連携推進センター事務室）

記

１　個人番号の利用目的

　　あなたから提供していただいた個人番号は、次に掲げる事務に限り、利用します。

　　ア　給与所得の源泉徴収票作成事務

　　イ　給与支払報告書作成事務

　　ウ　労働者災害補償関係事務

　　エ　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務

２　提供の方法

　【直接対面して提供いただける場合】

　　別紙の「個人番号提供書」に日付、住所、氏名及び個人番号を記入して提出していただくとともに、確認書類として、次のいずれかの書類を提示してください。

(1) 通知カード（平成２７年１０月以降、住民登録のある市区町村から送付されたマイナンバーの通知カード）

(2) 個人番号カード（通知カードの送付後、本人の申請により、市区町村長から交付を受けたもの）

(3) 個人番号が記載された住民票の写しその他の個人番号を確認することができる書類

　　なお、身元確認（個人番号提供者がその個人番号の正しい持ち主であることを確認することをいう。）のため、上記(1)及び(3)の場合は、運転免許証、学生証、パスポート等又はその写しを提示していただくことがあります。

【郵送により提供いただける場合】

　　別紙の「個人番号提供書」に日付、住所、氏名及び個人番号を記入していただくとともに、確認書類として、次のいずれかの書類を添付し、必ず簡易書留として郵送してください。

(1) 通知カード（平成２７年１０月以降、住民登録のある市区町村から送付されたマイナンバーの通知カード）の写し

(2) 個人番号カード（通知カードの送付後、本人の申請により、市区町村長から交付を受けたもの）の写し

(3) 個人番号が記載された住民票の写しその他の個人番号を確認することができる書類の写し

　　なお、身元確認（個人番号提供者がその個人番号の正しい持ち主であることを確認することをいう。）のため、上記(1)及び(3)の場合は、運転免許証、学生証、パスポート等の写しを併せて添付してください。

※提出していただいた書類は、こちらで個人番号の登録を行った後、責任を持って、直ちに破棄します。

【問い合わせ及び送付先】

〒371-0816前橋市上佐鳥町460番地1

前橋工科大学事務局学務課

地域連携推進センター事務室

電話：027-269-7361